

介護老人保健施設つわぶき
入所・短期入所（介護予防短期入所）・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
重 要 事 項 説 明 書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 つわぶき
開設年月日	平成 7 年 9 月 6 日
所在地	鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目 13 番 3 号
電話番号	099-472-5666 【FAX 番号】 099-473-3494
管理者名	田之上 供明（医師）
介護保険指定番号	介護老人保健施設（4652980030 号）
定員等	入所定員 86 名 療養室：個室（2 室）、2 人室（10 室）、4 人室（16 室）
	通所定員 40 名

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

当施設では、別紙運営規程に「施設サービスの運営方針」「短期入所療養介護運営方針」「通所リハビリテーション運営方針」を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	入所	通所	計
1. 管理者・医師	1 名		1 名
2. 薬剤師	0.3 名以上		0.3 名
3. 看護職員	9 名以上	1 名以上	10 名以上
4. 介護職員	20 名以上	8 名以上	28 名以上
5. 支援相談員	1 名以上		1 名以上
6. 理学療法士・作業療法士等	1.8 名以上	0.4 名以上	2.2 名以上
7. 管理栄養士・栄養士	1 名以上		1 名以上
8. 調理師及び調理員	5 名以上		5 名以上
9. 介護支援専門員	1 名以上		1 名以上
10. 鍼灸師・マッサージ師	0.5 名以上	1 名以上	1.5 名以上
11. 事務職員	3 名以上		3 名以上
入所の勤務体制	昼間…看護・介護職員 約 20 名（8:00～19:00 の間、時差出勤） 夜間…看護・介護職員 5 名（夜勤 16:00～9:00）		
通所の勤務体制	昼間…看護・介護職員 約 10 名		

(4) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間等

営 業 日	月曜日～土曜日 （但し、1月1日～1月2日を除く）
営 業 時 間	通常 8:00～17:00 とし、時間延長サービスも行う サービス提供時間は、個別のプランに基づき異なります
通常の営業地域	志布志市・大崎町・串間市

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（原則として、食堂でおとりいただきますが体調不良の方等は、居室での食事も可能です。）

朝食：7時30分～ 昼食：11時30分～ 夕食：17時15分～

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきますが、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）入浴日及び時間は別途ご案内致します。
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ 通所リハビリテーション（介護予防含む）及び短期入所療養介護（介護予防含む）における送迎サービス
- ⑮ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料等

利用料につきましては、要介護認定等による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。またその他の日常生活品費など、個人の選択により使用される費用は自己負担となりますので、別紙「利用料金表」により個別に詳細説明のうえ、同意を頂くことになります。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名 称	串間市民病院
	住 所	宮崎県串間市大字西方7917番地
	電 話	0987-72-1234

協力医療機関 (併設医療機関)	名 称	藤後クリニック
	住 所	志布志市志布志町志布志一丁目13番1号
	電 話	099-472-1237
協力歯科医療機関	名 称	春日歯科医院
	住 所	志布志市志布志町志布志二丁目1番27号
	電 話	099-472-0309
協力歯科医療機関	名 称	なかしま歯科クリニック
	住 所	志布志市志布志町志布志610番地11号
	電 話	099-472-3766

◆緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。緊急時の連絡や対応、損害賠償等については契約書、運営規程等に明示しております。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ◆食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。利用者の栄養状態の管理のため、食事の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ◆面会は、管理者の許可が必要となりますので、必ず職員へ申し出てください。
- ◆外出・外泊は、管理者の許可が必要となりますので、必ず職員へ申し出てください。
- ◆飲酒は、原則禁止となっています。
- ◆喫煙は、原則禁止となっています。
- ◆金銭・貴重品の管理
 - ・多額の金銭、通帳、印鑑等に対しては原則としてお受けできません。又、金銭の紛失についても施設側は責任を負いかねますので、金銭の持ち込みはご遠慮下さい。但し、一人暮らしの高齢者で銀行等へ法的保管ができないと認められる場合所定の書類に記載していただいた場合に、施設入所中に限りお預かりします。
 - ・その他金銭問題や財産関係の問題に対して、当施設は一切関与いたしません。
- ◆所持品・その他等の持ち込み
 - ・持ち込みされる物には、名前等を記入してください。
 - ・食べ物、飲み物等の持ち込みは、ご遠慮ください。
 - ・施設内へのペットの持ち込みは他の利用者様もいらっしゃいますのでご遠慮下さい。
- ◆外泊時の施設外での受診
 - ・病院受診の際は、当施設からの紹介状が必要となります。紹介状がないと先方の病院に迷惑をかけることとなりますので必ず職員に申し出て下さい。尚、入所中の健康管理や薬は、当施設にて対応させていただきます。
- ◆付き添いは、原則として施設側から付き添いをお願いすることはありません。
- ◆通所リハビリテーション中の急変時以外の病院受診には制限がありますのでご協力下さい。
- ◆その他、ご不明な点がありましたらご遠慮なく職員へお尋ねください。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者様及びご家族様

等へ、下記事項については禁止事項とさせていただきます。

- ◆利用者間の貸し借り
- ◆施設内での営業、販売、宣伝、勧誘等
- ◆施設内での宗教、特定の政治活動等
- ◆金銭や物品による職員へのお心遣い

7. 非常災害対策

当施設は、消防法に基づく設備及び災害時の訓練を行いますのでご協力下さい。

- ・防災設備…スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常階段、防火カーテン等
- ・防災訓練…避難・通報・消火訓練等 年2回

8. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置し、常勤の支援相談員が対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。また、備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

改善等の内容については、申し出者へ書面又は口頭等により報告させていただきます。

(1) 当施設の相談窓口受付窓口

- ・月～土 (8:00～17:30) 電話：099-472-5666
- ・支援相談員：下平 円、村山 大樹、川間 彰吾、松山 由利香
- ・通所リハビリ：八木 経夫

(2) 公的な介護サービスに関する窓口

①鹿児島県庁高齢者生き生き推進課 介護保険室

- ・所在地：鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- ・電話番号：099-286-2111 (代)

②鹿児島県国民健康保険団体連合会

- ・所在地：鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号
- ・電話番号：099-206-1084
- 受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日 (土、祝祭日、年末年始は休み)

③大隅地域振興局地域保健福祉課介護指導係

- ・所在地：鹿屋市打馬 2 丁目 16 番 6 号
- ・電話番号：0994-52-2122

④その他各市町村介護保険係

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレット等を用意してありますので、ご請求ください。

介護老人保健施設つわぶき

入所・短期入所・通所リハビリテーション ご利用案内

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設におけるサービス

どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画、通所リハビリテーションにおいては、要支援・要介護者の家庭などでの生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて提供されます。これらの計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療	入所では入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います
リハビリテーション	原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです
栄養管理	心身の維持状態の持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します
生活サービス	明るく家庭的な雰囲気づくりと、常に利用者の立場に立った運営を行います

3. 利用料金

(1)別紙「利用料金表」にてご説明いたします

(2)その他の料金についてご説明いたします。

- ① 入所の食費（1日当たり）…1,500円
- ② 短期入所療養介護の食費…朝食 400円 昼食 500円 夕食 600円
- ③ 通所の食費（1食当たり）…528円（おやつ代含む）
- ④ 居住（滞在）費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・従来型個室…1,728円
 - ・多床室…437円

*上記①②④について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく金額の上限となります。

*国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙「利用料金表」で該当する利用料をご説明します。

- ⑤ 日用品費…入所（1日当たり）140円、通所（1回当たり）63円
石鹸・シャンプー・ペーパータオル等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代 …ご希望の方は実費（2,000円程度）
- ⑦ 健康管理費…実費 インフルエンザ予防接種を希望された場合
- ⑧ 私物の洗濯代（1回当り：タオル・バスタオル・着替え一式）…550円
原則ご家族にお願いしておりますが、施設に依頼される場合にご負担頂きます。
- ⑨ 電気代…電化製品1日につき、1日33円になります。

(3)支払い方法

*お支払いは、1階事務所に現金にてお支払い下さるか、お振り込みをお願いします。なお、領収書は、原則として再発行致しかねますので大切に保管下さい。

*窓口受付は、月～土曜日までの8時から17時30分となります。時間外になる場合は事前に事務所までご連絡下さい。

個人情報の利用目的

令和6年4月1日現在

介護老人保健施設つわぶきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。
(身元引受人等若しくは、その家族等の個人情報を含みます。)

◆利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

◆上記以外の利用目的

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【入所時リスク説明書】

つわぶきでは利用者様が快適な入所生活を送れるように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 転倒・転落予防の観点から、センサーマット・離床センサーを使用する可能性があります。

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。
第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。
また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。

利用者負担 第１段階	生活保護を受けておられる方	
利用者負担 第２段階	世帯の 全員が 非課税 世帯	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が <u>年額 80 万円以下の方</u>
利用者負担 第３段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得額が <u>年額 80 万円超 120 万円以下</u>
利用者負担 第３段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得が <u>年額 120 万円超</u>
		かつ、預貯金等の合計が <u>650万円</u> （夫婦は 1650 万円）以下
		かつ、預貯金等の合計が <u>550万円</u> （夫婦は 1550 万円）以下
		かつ、預貯金等の合計が <u>500万円</u> （夫婦は 1500 万円）以下

- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。
- 65 歳未満の人は、収入に関係なく、預貯金等の合計は、1000万円（夫婦は 2000 万円）以下

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	550	0
利用者負担第2段階	390 * (600)		437
利用者負担第3段階①	650 * (1000)	1,370	
利用者負担第3段階②	1360 * (1300)		

* () は短期入所サービスを利用した場合の食費の負担額
令和６年８月現在

介護老人保健施設 つわぶき施設入所利用料金表(多床室用)

*介護保険1割の表記

第1段階

令和6年8月1日現在

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	871 円	300 円	0 円	140 円	1,311 円	39,330 円
要介護2	947 円	300 円	0 円	140 円	1,387 円	41,610 円
要介護3	1,014 円	300 円	0 円	140 円	1,454 円	43,620 円
要介護4	1,072 円	300 円	0 円	140 円	1,512 円	45,360 円
要介護5	1,125 円	300 円	0 円	140 円	1,565 円	46,950 円

第2段階

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	871 円	390 円	430 円	140 円	1,831 円	54,930 円
要介護2	947 円	390 円	430 円	140 円	1,907 円	57,210 円
要介護3	1,014 円	390 円	430 円	140 円	1,974 円	59,220 円
要介護4	1,072 円	390 円	430 円	140 円	2,032 円	60,960 円
要介護5	1,125 円	390 円	430 円	140 円	2,085 円	62,550 円

第3段階①

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	871 円	650 円	430 円	140 円	2,091 円	62,730 円
要介護2	947 円	650 円	430 円	140 円	2,167 円	65,010 円
要介護3	1,014 円	650 円	430 円	140 円	2,234 円	67,020 円
要介護4	1,072 円	650 円	430 円	140 円	2,292 円	68,760 円
要介護5	1,125 円	650 円	430 円	140 円	2,345 円	70,350 円

第3段階②

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	871 円	1,360 円	430 円	140 円	2,801 円	84,030 円
要介護2	947 円	1,360 円	430 円	140 円	2,877 円	86,310 円
要介護3	1,014 円	1,360 円	430 円	140 円	2,944 円	88,320 円
要介護4	1,072 円	1,360 円	430 円	140 円	3,002 円	90,060 円
要介護5	1,125 円	1,360 円	430 円	140 円	3,055 円	91,650 円

第4段階

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	871 円	1,500 円	437 円	140 円	2,948 円	88,440 円
要介護2	947 円	1,500 円	437 円	140 円	3,024 円	90,720 円
要介護3	1,014 円	1,500 円	437 円	140 円	3,091 円	92,730 円
要介護4	1,072 円	1,500 円	437 円	140 円	3,149 円	94,470 円
要介護5	1,125 円	1,500 円	437 円	140 円	3,202 円	96,060 円

第1段階

介護老人保健施設 つわぶき施設入所利用料金表(個室用)

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	788 円	300 円	550 円	140 円	1,778 円	53,340 円
要介護2	863 円	300 円	550 円	140 円	1,853 円	55,590 円
要介護3	928 円	300 円	550 円	140 円	1,918 円	57,540 円
要介護4	985 円	300 円	550 円	140 円	1,975 円	59,250 円
要介護5	1,040 円	300 円	550 円	140 円	2,030 円	60,900 円

第2段階

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	788 円	390 円	550 円	140 円	1,868 円	56,040 円
要介護2	863 円	390 円	550 円	140 円	1,943 円	58,290 円
要介護3	928 円	390 円	550 円	140 円	2,008 円	60,240 円
要介護4	985 円	390 円	550 円	140 円	2,065 円	61,950 円
要介護5	1,040 円	390 円	550 円	140 円	2,120 円	63,600 円

第3段階①

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	788 円	650 円	1,370 円	140 円	2,948 円	88,440 円
要介護2	863 円	650 円	1,370 円	140 円	3,023 円	90,690 円
要介護3	928 円	650 円	1,370 円	140 円	3,088 円	92,640 円
要介護4	985 円	650 円	1,370 円	140 円	3,145 円	94,350 円
要介護5	1,040 円	650 円	1,370 円	140 円	3,200 円	96,000 円

第3段階②

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	788 円	1,360 円	1,370 円	140 円	3,658 円	109,740 円
要介護2	863 円	1,360 円	1,370 円	140 円	3,733 円	111,990 円
要介護3	928 円	1,360 円	1,370 円	140 円	3,798 円	113,940 円
要介護4	985 円	1,360 円	1,370 円	140 円	3,855 円	115,650 円
要介護5	1,040 円	1,360 円	1,370 円	140 円	3,910 円	117,300 円

第4段階

介護度	介護保険1割分 1日当り	食事負担額 1日当り	居住費 1日当り	日用品費 1日当り	合 計 額 1日当り	月額(30日)
要介護1	788 円	1,500 円	1,728 円	140 円	4,156 円	124,680 円
要介護2	863 円	1,500 円	1,728 円	140 円	4,231 円	126,930 円
要介護3	928 円	1,500 円	1,728 円	140 円	4,296 円	128,880 円
要介護4	985 円	1,500 円	1,728 円	140 円	4,353 円	130,590 円
要介護5	1,040 円	1,500 円	1,728 円	140 円	4,408 円	132,240 円

加算等一覧

夜勤職員配置加算	24円/日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合
初期加算Ⅰ	60円/日	急性期医療機関より30日以内に退院した場合、入所日から30日間に限り加算
初期加算Ⅱ	30円/日	入所日から30日間に限り加算
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備された場合、入所時に加算
新興感染症等施設療養費	240円/回	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に適切な感染対策を行った場合に加算(月5日を限度)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	利用者の安全・介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の為に検討委員会の開催・生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、年に1回業務改善の取り組み効果をデータで提出した場合加算
栄養マネジメント強化加算	11円/日	低栄養状態のリスクが高い方に対して栄養状態等食事の調整を行い、厚労省に提出した場合加算
療養食加算	6円/1食	糖尿病食、腎臓病食、心臓病食等の治療食を提供した場合加算
再入所時栄養連携加算	200円/回	医療機関へ入院し、経管栄養等へ変更となり、再入所後栄養管理の取り組みを行った場合加算
経口維持加算Ⅰ	400円/月	経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合加算
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合加算
リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算Ⅰ	53円/月	継続的にリハビリテーションの質を管理している場合加算
リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算Ⅱ	33円/月	継続的にリハビリテーションの質を管理している場合加算
短期集中リハビリテーシ ョン実施加算Ⅰ	258円/日	短期集中的にリハビリを実施し、月に1回以上ADL等の評価を厚生労働省に提出した場合加算(入所後3ヶ月以内)
短期集中リハビリテーシ ョン実施加算Ⅱ	200円/日	短期集中的にリハビリを実施する場合加算(入所後3ヶ月以内)
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算Ⅰ	240円/日	居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、認知症の方へ短期集中的にリハビリを実施する場合加算(入所後3ヶ月以内)
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算Ⅱ	120円/日	認知症の方へ集中的リハビリを行う場合加算(入所後3ヶ月以内)
外泊時費用	362円/日	外泊期間のうち施設に24時間いない日に上記1日当りに代えて請求
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合加算
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	上記に加え、口腔衛生の管理に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し、口腔衛生等の実施にあたり、必要な情報を活用した場合加算
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	褥瘡発生を予防するための取り組みを行った場合加算
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	(Ⅰ)の加算に加え、褥瘡の発生するリスクがある方に褥瘡の発生がない場合加算
排泄支援加算(Ⅰ)	10円/月	排泄障害等の支援計画を作成し、支援した場合加算
排泄支援加算(Ⅱ)	15円/月	(Ⅰ)の加算に加え、排尿や排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないまたは、おむつ使用から使用なしに改善した場合加算
排泄支援加算(Ⅲ)	20円/月	(Ⅰ)加算に加え、排尿や排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないかつ、おむつ使用から使用なしに改善した場合加算
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	5円/月	協力医療機関との連携を行い、適切な対応を行う体制を確保した場合加算
緊急時治療管理	518円/日	緊急時の治療を行った場合に加算(月3日まで)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円/日	肺炎や尿路感染症等の治療を行った場合加算(月7日限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎や尿路感染症・蜂窩織炎等の治療を行った場合加算(月10日限度)
かかりつけ医連携調整加算(Ⅰ)	70円/回	医師または薬剤師が、かかりつけ医に対して薬剤調整の情報提供を行った場合に退所時に加算
かかりつけ医連携調整加算(Ⅱ)	240円/回	(Ⅰ)の加算に加え、薬剤情報等を厚労省に提出した場合、退所時に1回加算
かかりつけ医連携調整加算(Ⅲ)	100円/回	(Ⅰ)(Ⅱ)の算定要件と合わせ、入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方の内服薬を1種類以上減少した場合につき、退所時に加算
ターミナルケア加算 (ご自宅へ帰られた 場合も含む)	1900円/日	医師が回復の見込みがないと診断した方で、亡くなった当日に加算
	910円/日	医師が回復の見込みがないと診断した方で、死亡日以前2日～3日まで1日につき加算
	160円/日	医師が、回復の見込みがないと診断した方で、死亡日以前4日～30日まで1日につき加算
	72円/日	医師が、回復の見込みがないと診断した方で、死亡日以前31日～45日まで1日につき加算

入所前後訪問指導加算Ⅰ	450円/回	入所前もしくは入所後7日以内に居宅を訪問し、在宅に向けた施設計画を策定した場合加算
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480円/回	(Ⅰ)の算定要件と合わせ、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
退所時情報提供加算Ⅰ	500円/回	退所される方の主治医への情報提供
退所時情報提供加算Ⅱ	250円/回	医療機関へ退所される方の主治医への情報提供
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	退所される方の指定居宅介護支援事業への情報提供等
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	退所される方の指定居宅介護支援事業への情報提供等
訪問看護指示加算	300円/回	退所後、訪問看護を必要とされる方に加算
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	入所者様のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の基本的な情報を厚労省に提出した場合、月に1回加算
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	(Ⅰ)の算定要件に加えて疾病の状況や服薬情報等も提出した場合、月に1回加算
在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	在宅復帰在宅療養に対する取り組みを行った場合、1日に加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数× 54/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算(R6. 6. 1からR7. 3. 31まで)

(2) その他の利用料金(介護保険給付外)

日用品費	140円	1日当たり	シャンプー、ペーパータオル、石けん等
理美容代	2,000円	1回	理美容店の方が来所されます。
洗濯代	550円	1回	私物の洗濯を施設に依頼される場合。
施設入所用診断書	2,200円	1通あたり	老健、特養など他施設への申込みの際の医師よりの情報書
死亡診断書	3,300円	1通あたり	医師が死亡の事実を証明する書類。死亡の届出をする際に必ず必要
死亡診断書コピー	1,100円	1枚あたり	上記のコピーを必要とする場合
死後の処置料	5,500円		
電気料	33円	1日	別途電気器具を使用された場合に1器具当たりになります。
その他	実 費		個人ごとに希望されるもの。予防接種、医療機関受診料等

※負担割合証により、2割または3割のご負担の場合もあります。ご不明な点がございましたら、支援相談員へお問い合わせください。